

全医労保育所ニュース

交渉の成果を広め拡大につなげよう



(株)テノ. サポートと3回目の団体交渉を実施(11月27日)

受託業者として

責任をもって対応せよ

九地協は、11月27日九地協事務所において、(株)テノ. サポート(以下、テノ)と所定労働時間や、土日祝日の割増賃金、健康診断や研修の取り扱い、インフルエンザ予防接種の補助、時給者の有給時の賃金、基本給の設定等、12項目の議題で団体交渉を実施しました。全医労からは、九地協吉岡議長はじめ、九州保育所連絡会代表、各地区代表、書記局など16人、テノからは土屋悦子事業取締役本部長以下4人が出席しました。(九地協ニュース18.12.4付N○1611より)

変形労働時間制は保育になじまない 院内保育所に合わせた設定を

交渉は、まずこの間の最大の問題となっている変形労働時間制とテノの決めた所定労働時間について「所定労働時間に振り回されている」「4月25日交渉で“勤務時間について

テノ.サポート交渉

園長先生が 全医労の仲間になる

ある院内保育所の園長先生がこのほど加入しました！地方協保育所会議のアンケートに回答してくれたお礼の電話をきっかけに連絡を取るようになり、今回受託業者との団体交渉の報告も行い、ぜひ組合に加入してほしいと話していました。

月末に支部の退勤時間調査を行った際、園長先生も退勤時間調査の場に来てくれ、地方協と支部の仲間と共に資料を渡しながら再度アタック。こころよく加入してくれました。

支部は「園長先生の加入はとても心強い」と喜び、今回の加入をきっかけに交渉の成果も伝えながら、他の職員への加入も広げていきたいと決意を新たにしています。

は、保育・業務内容を重視し、シフトを作成する”と確認しているが実際はそうならない」「シフトを会社に出した後、所定をオーバーしないように調整するなど、法律違反の運用の実態がある」などと訴え、「当初から変形労働時間制は保育になじまないと指摘していたが、8 ヶ月間ではつきりした。撤回を」と追及しました。

テノは、変形労働時間制のメリットを強調。「テノが言う、メリットは私たちの保育所には必要ない」「取り急ぎ 12 月、1 月、2 月はどうするのか」と迫りましたが、テノは受け入れを頑なに拒みました。続けて土日や祝日などの割増について「これまでついていた割増がないことで、実質、賃下げになっている」「11 月の 3 連休に出勤したスタッフは、人が休んでいるときに勤務したのに割増もなく、働く意欲がなくなる」との追及にもテノからは「変形だから」という回答のみでした。

会議・研修は一日勤務扱いに 健診・インフルエンザ補助等対応せよ

「会議・研修を移動時間を含め一日勤務として取り扱え」という要求について、テノは労基法上問題ないと回答。参加者からは「実際には不利益変更。移動含め 8 時間以上費やしている」「移動時間は当然必要であり業務となる」と厳しく追及しました。また、「健康診断を勤務時間として取り扱うこと」「インフルエンザの予防接種の補助」についても「病院と契約した時には知らなかったことが次々に出てきて、当初の予算をオーバーしている」「任意での接種となっている」等を理由にまったくのゼロ回答。「任意であることと補助のあるなしは違う話。実際にインフルエンザが流行したら、どう対処するつもりなのか」「会社は先生たちに健康で働いてもらう責任がある」「院内保育所を受託している業者として考えられない」と追及しましたが、要求に応える回答は一切ありませんでした。

「平均賃金」算出の必要なし これまで通りの賃金保障を

時給者の有給取得時の賃金を『平均賃金』で支給されることについて、複数の園から「事前の説明がなかった」と発言。「賃金の下がるなら、簡単に有給も取れない」「有給が取れないとの発言に会社としてどう考えるのか」と追及するも、他の要求議題同様に「利益率が、当初予定の 3 分の 1 程度となっている。運営が出来なくなってしまう。続けていくことが一番大切」との回答でした。

基本給について、九州他県と比べ沖縄が 2 万円低く設定されていることや、テノの基本給に調整をつけて現給保障していることに対し「調整でなく、引き継いだ額を基本給と位置づけよ」「なぜ沖縄だけ低いのか。自分が逆の立場だったらどんな気持ちか」「増額を要求しているわけではない」と追及するも「賃金テーブルで決めているので」と回答を繰り返すばかりでした。

運営担当者について、「相談しても、タイムリーに解決できていない」「園に来てても用件のみで子どもを見て帰らない」「メールの返信が夜遅く来る。担当が広すぎて、過重労働になっているのでは？労働実態把握しているのか」と追及。テノは過重労働はなく、増員予定はないと回答しましたが「足りているというのであれば、きちんと仕事が回るようせよ」と追及しました。また「4 月採用者の保険証が夏に届いた」「会社がする支払いがなされず、業者から“おたくとはもう取引しない”と園に苦情があった」などの問題を追及しました。



「他園への応援は行かせない」、 「12月の所定労働時間は152時間」と確認

他の園への応援について、テノは「強制はしないが空いている時間に可能であればお願いしたい」と回答しました。「労働条件に関わることだ。“ヘルプに行かせたりしないようにと当初から病院から話はある”と以前の団交でも回答しており、応援勤務の認識は会社として持っていないと確認している」と追及。「他の園に応援に行かせない」ことを再確認しました。

最後に改めて、12月の所定労働時間について「152時間にせよ」と追及。テノは「収支の状況が悪い」「見込んだ以上に経費が掛かりすぎている」との回答を繰り返し、具体的な収支状況も示しませんでした。「待っている組合員がいるのに、これでは帰れない」「36協定も結べない」「この間“所定を満たせな

いときは相談してくれ“と言われたから今、相談している。どうしたらいいのか」と、粘り強く追及。テノに「11月29日までに回答する」ことを約束させました。

「担当者の教育含め、園のサポートが適切にできるよう、改善に努める」「その他回答が得られなかった事項については引き続き協議していく」の内容を確認し、4時間40分にわたる長時間の交渉を終えました。

11月29日テノから「12月は所定労働時間を152時間とする」と回答がありました。交渉団の粘り強い追及の成果です。

テノは納得できる理由も具体的な収支の資料も示さず、不誠実な態度に終始しましたが、引き続き団体交渉で改善を求めています。当該支部でも、病院にこのようなテノの対応を伝え、委託元として改善を求めることを要求していきましょう。

以上

より良い保育のために、子どもたちのために 自らの労働環境と処遇を改善していこう！

医労連「保育所厚労省要請」「第40回保育所会議」

院内保育所の充実を求め 厚労省へ要請

日本医労連は第40回保育所会議に先立ち11月16日に厚労省への要請を行い、医労連から保育対策委員はじめ全国から12人が参加し、厚労省側は医政局と子ども家庭局8人が対応しました。医労連は「大半が認可外となる院内保育所と認可園との格差をなくし、院内保育所全体の充実のために努力せよ」と厳しく追及しました。

厚労省は「院内保育所の国庫補助事業として行って来たが、2017年から地域医療介護総合確保基金で30億円増額し、934億確保した。各都道府県に財政支援しており、都道府県の裁



日本医労連「院内保育所」厚労省要請(11月16日)

量のため、要請は各自治体にしてほしい」と自治体へ丸投げの姿勢だったため、「県の裁量ではなく、国として基準を作り、保育課とも連携して院内保育所で働く職員の処遇改善等に充てるよう指導せよ」と迫りました。

医労連の院内保育所の企業委託は48%と年々増加しており、直営原則を追及しつつ、企業委託の場合でも、「雇用の継続のルールを

守ること」を求めました。しかし、看護課は「直営については権限がない、運営形態はそれぞれの病院が計画し運営するので、国として統一的には言えない」との回答でした。

全医労の代表は国立病院の院内保育所の実態についても現状を訴え直営化を迫りましたが、機構・ハ病・NCの担当者は「運営に問題なし。直営の考えはない。国立病院機構の保育所については、契約はきちんと履行されていると認識している」と回答。ピジョンの賃金・労働条件を下回っている業者が多く、育休中の職員が給付金の対象とならない事例等もあげ、「賃金・労働条件を最低限維持することが保育の質の継続につながる。職員の不利益となるような状況は早急に是正せよ」と迫り、契約を見直し最終的には直営とせよと強く求めました。

来年実施の「無償化」について厚労省は「院内保育所も対象である」としながらも、要件として「児童福祉法の届出が出ている保育所と、立ち入り調査結果により指導監督基準を満たした保育所が対象になるだろう（現在検討中）」「情報は各市町村からおきる」と回答。国立病院の院内保育所も無償化の対象、要件も同様とのことでした。

また、「院内保育所を消費税の課税対象とするな」との要求に対し、「無償化との連動で、非課税の対象になり、処遇改善等加算の対象になる可能性もある」と、現在その方向で議論が進んでいると回答がありました。

その他、「改定・保育指針」による「国旗・国家」の強制を行わないこと、病院災害マニュアルの中に院内保育所も位置付けよ、等々厚労省に強く求めました。

交渉後、院内保育所で働く保育士の働き方や低賃金の実態はまだ厚労省に届いていない、看護課と保育課の連携を求め、労働局へも追及しよう、と確認しました。

保育所会議に36人参加 声を上げ行動することを再確認

厚労省要請行動の翌日、11月17～18日、医療労働会館において「第40回院内保育所会議」を、2全国組合13都道府県36人の参加で開催しました。全医労からは東近江ばら園から小林さん、堀口さん、森書記（保育対策委員）が参加しました。

日本医労連 森田しのぶ執行委員長の開会あいさつ後、高垣忠一郎先生（心理臨床家・立命館大学名誉教授）が「子どもの生きづらさと自己肯定感」をテーマに講演しました。

基調報告では、日本医労連の院内保育所実態調査結果をもとに、今の院内保育所の労働環境や処遇を改善するためには声を出していくこと、4者（保育所職員、保護者、労組、病院）で手をつなぎ、より良い院内保育所の環境を作っていこう、と提起。

古澤祐子保育対策委員（千葉健生病院くるみ保育所）を講師に「手作りおもちゃ製作」を楽しんだ後は、2つの分散会に分かれ、職場実態や悩みなどを活発に出し合い、次年度の厚労省交渉の要望等について議論しました。

「よい保育」のためには、自分たちの労働環境や処遇を改善していくことが必要であること、そのために自分たちでもっと声を上げ、行動していくことの重要性を確認しました。

以上



「手作りのおもちゃ・飾り花をもって」日本医労連第40回保育所会議(11月17～18日)